

丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針

平成 2 3 年 2 月

丹波市教育委員会

丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針策定にあたって

近年の少子化の進行などによって丹波市においても児童生徒数は減少しており、多くの学校で顕著な小規模化が進んでいる。一方、宅地造成や集合住宅の建設等により児童生徒数の減少が比較的緩やかな地域もある。このような状況から生じる学校間の規模の違いなどは、子どもたちの教育環境に様々な影響を及ぼしているものと考えられる。丹波市の次代を担う子どもたちの教育環境はいかにあるべきか、より良い教育環境を維持するために何ができるのかという視点から、『たんばに学び たんばで育つ たんばを担う人づくり』に向けてより良い教育環境を整備していく必要がある。

丹波市教育委員会では、平成 21 年 12 月に学識経験者、各地域団体、保護者、学校関係者で構成した丹波市立学校適正配置等検討委員会を設置し、丹波市の小中学校の規模と配置に関する基本的な考え方と、これに基づく具体的方策について諮問した。約 1 年をかけ、11 回の協議が行われ、平成 22 年 11 月に答申がまとめられた。

検討委員会においては、小規模校のメリットは認めるものの、子どもたちの個性を發揮させ、主体性、社会性を培う学校にあっては、教科学習はもとより、体験学習、グループ学習、運動会や文化祭などの学校行事、部活動等といった集団による教育を実現するために、ある程度の規模をもった教育環境が確保されるべきであるとしている。

丹波市教育委員会では、答申の内容を尊重しながら、将来の児童生徒数の推移などを見据え、子どもたちのより良い教育環境の整備と、教育の質のさらなる充実を目的とした学校の適正規模・適正配置を推進するため丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針を策定した。

丹波市教育委員会

－ 目 次 －

丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針策定にあたって	1
1 丹波市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方と必要性	3
(1) “こころ豊かでたくましい人づくり”	3
(2) 教育上の必要性	4
(3) 適正規模・適正配置にあたり配慮する事項	4
2 適正規模と適正な通学距離・通学時間	6
(1) 小中学校の適正規模	6
(2) 適正な通学距離・通学時間	6
3 適正規模・適正配置の具体的な方法	7
(1) 具体的方策に向けた共通事項	7
(2) 適正規模・適正配置の推進	8
4 新しい学校運営にあたって	9
5 今後の課題	10

1 丹波市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方と必要性

(1) “こころ豊かでたくましい人づくり”

知識基盤社会における教育の役割は、「生きる力」や「豊かなこころ」を育成するとともに、生涯を通じて学び、成長しつづけるための基盤を培うことにある。確かな学力を身につけ、生涯にわたって学び続けていこうとする意欲を引き出すことや、規範意識や倫理観、正義感、人権感覚など豊かな情操を育成する教育の推進が大切である。

しかし、本市においても国際化、高度情報化、少子高齢化等が進展し、経済性や利便性と相反して人間関係の希薄化を招いている。友だちや家族、地域の人々など、身近な人々とさまざまなかかわり合い、実体験の中で達成感を味わい、生涯にわたって学び続ける環境を学校・地域・家庭が一層連携を図り、互いに協力し合ってつくっていく必要がある。

その中でも集団（学校・学年・学級・部活動等）を通じて行われる学校教育にとって、学校の規模は重要な要素となる。

児童生徒が、自ら考える力、自ら学ぶ力などの「生きる力」や「豊かなこころ」を身につけることができるように、学校では、集団活動を通じて、互いに学び合い高め合うことができる環境、様々な考え方やものの見方に触れることのできる環境を整備することが、今、求められている。

「こころ豊かでたくましい人づくり」のための4つの推進

- ① 確かな学力を身につけ、生涯にわたって学び続け、大きな夢や理想に向かって自らの能力を高めていこうとする意欲を引き出す教育の推進
- ② 規範意識や倫理観、正義感、人権感覚などの人間関係力と自然や命に対する畏敬の念などの豊かな情操を育成する教育の推進
- ③ 自らが社会の構成者であると自覚し、国や社会の形成と発展に主体的に参画する態度を育成する教育の推進
- ④ 伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養い、それを基盤として国際社会の平和や発展に貢献する意思を形成する教育の推進

(2) 教育上の必要性

望ましい教育環境の整備にあたっては、教育の公平性、機会均等という観点から、教育施設、設備、教員の配置、教育水準といった教育条件、学校の規模、通学距離や時間などの環境について公平に提供されるよう努めなければならない。

丹波市内においても今後6年間に就学する児童生徒数を考える時、ほぼ横ばいで同じ数の就学が見込まれる地域と就学する児童が約40人に減少してしまう地域が存在し、学校間の教育条件、教育環境に不均衡が生じている。

児童生徒の個性を発揮させ、主体性、社会性を培う学校教育にあつては、教科学習はもとより、体験学習、グループ学習、運動会や文化祭などの学校行事、そしてクラブ活動や部活動といった集団による教育が実現でき、ある程度の規模をもった教育環境が確保されるべきである。したがって、上述のとおり教育の機会均等の見地から、学校間の教育環境の不均衡を解消することが大切である。

そのために、小中学校の教育環境や教育活動の現状、学校の規模におけるメリット、デメリット、さらには歴史的・地域的な学校間のつながり、地域社会における学校の意義を踏まえ、丹波市の児童生徒のより良い教育環境の整備に向けた学校の適正規模・適正配置が必要である。

(3) 適正規模・適正配置にあたり配慮する事項

① 通学環境に関する整備

ア 通学路の安全確保

統合等による通学路の変更に伴う危険箇所の再点検を行い、通学の安全対策に努める。地域の安全ボランティア等の活用により、引続き児童生徒の安全を確保する。

イ 遠距離通学者に対する通学支援

統合等に伴い新たに遠距離通学となる児童生徒については、体力や安全面を考慮してスクールバス等の運行を実施する。

② 学校施設の充実

学校の適正配置の推進と児童生徒の主体的な活動を支援し、安全・安心で、地域との連携や交流ができる学校施設づくりを進める。

ア 学校の統合等に伴う施設整備

統合等をする学校においても児童生徒がよりよい環境で学習ができるよう老朽

化が進む学校施設の改修や必要に応じて増築、新築を行い、児童生徒が安全に過ごせるよう配慮する。

イ 耐震化の促進

学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難場所にもなるため、児童生徒や地域住民の安全を考え、耐震化を促進する。

③ 地域コミュニティとしての学校

25 ある小学校区は、学習の場であるだけでなく、地域コミュニティを形成するための住民の様々なふれあいの場としても活用されている。自治振興会、自治協議会をはじめ、様々な地域活動の拠点にもなっている。特に小学校は、地域の拠点となっていると同時に地域によって支えられているともいえる。各地域の特徴や地域コミュニティについても配慮する必要がある。

また、適正規模・適正配置をすすめる中で、小中学校の校区が拡大しても、学校と児童生徒の居住地である地域との交流や連携の重要性は変わらない。そのため、児童生徒の通学や生活指導、学校行事などについて、同じ校区となった複数の旧校区の保護者・住民の間での理解と協力を新しくつくりだすことなど、新たな地域コミュニティの構築を視野に入れた検討が必要である。

2 適正規模と適正な通学距離・通学時間

(1) 小中学校の適正規模

適正規模を検討する上で1学校あたりの児童生徒数は次のとおりとする。

【小学校】全学年に2学級が確保できる規模 246人以上

【中学校】全学年に3学級が確保できる規模 243人以上

答申のとおり、小学校の適正規模については、1学年2学級を維持できる規模を適正とする。ただし、現行制度では、1学年2学級を確保するためには、最低1学年41人の児童数が必要となるため、学校規模は246人以上を適正規模とする。

中学校については、1学年3学級を確保できる規模を適正とする。ただし現行制度では、1学年3学級を確保するためには、最低1学年81人の生徒数が必要となるため、学校規模は243人以上を適正規模とする。

(2) 適正な通学距離・通学時間

適正な通学距離・通学時間の定義を次のとおりとする。

通学距離

【小学校】法令等の定める通学距離4kmを基本にしつつ地域の状況に応じる。

【中学校】法令等の定める通学距離6kmを基本にしつつ地域の状況に応じる。

通学時間

【小学校】概ね30～60分程度を上限とする。(通学方法にかかわらず)

【中学校】概ね30～60分程度を上限とする。(通学方法にかかわらず)

法令等の定める小学校の通学距離4km、中学校の通学距離6kmを基本とするが、スクールバス等の運行も考えられることから、通学時間として小学校、中学校ともに概ね30～60分程度を上限とする。

3 適正規模・適正配置の具体的な方法

(1) 具体的方策に向けた共通事項

① 小学校

- ア 小学校の適正規模は、全学年に2学級が確保できる246人以上とする。
- イ 通学距離は、法令等の定める通学距離4kmを基本にしつつ地域の状況に応じる。
- ウ 通学時間は、概ね30～60分程度を上限とする。
- エ 原則として旧町範囲を超えて統合を行わない。
- オ 小中一貫教育、小中“連携型”一貫教育については、地域の実態を考慮して、適正規模と並行して検討する。
- カ 統合をする場合、原則として既存施設を活用する。(但し、平成26年度までは合併特例債の活用が可能)
- キ 給食センター、校舎改築等施設整備の動向も視野に入れ検討する。

② 中学校

- ア 中学校の適正規模は、1学年3学級が確保できる243人以上とする。
- イ 通学距離は、法令等の定める通学距離6kmを基本にしつつ地域の状況に応じる。
- ウ 通学時間は、概ね30～60分程度を上限とする。
- エ 原則として、統合については旧町範囲にとらわれない。
- オ 小中一貫教育、小中“連携型”一貫教育については、地域の実態を考慮して、適正規模と並行して検討する。
- カ 統合をする場合、原則として既存施設を活用する。(但し、平成26年度までは合併特例債の活用が可能)
- キ 給食センター、校舎改築等施設整備の動向も視野に入れ検討する。

(2) 適正規模・適正配置の推進

① 「地域のこれからの教育を考える会(仮称)」の設置について

ア 設置基準

レベルⅠ

この児童生徒数を下回る可能性がある場合、「地域のこれからの教育を考える会(仮称)」をすぐに設置する。

小学校 複式学級をつくらない規模(全学年が単式学級である規模): 50人

中学校 全学年に2学級が確保できる規模: 123人

レベルⅡ

この児童生徒数を下回る場合、「地域のこれからの教育を考える会(仮称)」を設置する。

小学校 1学年1学級であり、1学級が25人の規模: 150人

中学校 全学年が2学級であり、1学級が25人の規模: 150人

レベルⅢ

この児童生徒数を下回る場合、「地域のこれからの教育を考える会(仮称)」の設置を促す。

小学校 全学年に2学級が確保でき、1学級が20人の規模: 246人

中学校 全学年に3学級が確保でき、1学級が30人以下の規模: 243人

レベルⅣ

この児童生徒数を下回り、地域・保護者等の要望があれば「地域のこれからの教育を考える会(仮称)」を設置する。

小学校 全学年に2学級が確保でき、1学級が25人の規模: 300人

中学校 全学年に3学級が確保でき、1学級が30人の規模: 270人

イ 地域のこれからの教育を考える会(仮称)の設置が望まれる年度

図表-1

地域名/中学校名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
柏原地域							→								
山南地域		→													
水上地域							→								
青垣地域	→														
市島地域			→												
春日地域					→										
山南中学校		→													
和田中学校		→													
水上中学校															→
青垣中学校	→														
市島中学校			→												
春日中学校					→										

② 具体的な実施計画の策定

学校の適正規模・適正配置を推進するにあたっては、統合等の後の学校規模や児童生徒の通学上の課題に配慮することはもちろん児童生徒がスムーズに新たな教育環境に順応でき、新しい人間関係を構築できるよう、学校間の事前交流の実施や統合等の後の教職員の配置などについても十分に配慮しながら推進しなければならない。

また、今後の児童生徒数や学校規模、さらには教育制度の変革、社会情勢の変化をとらえつつ各地域、学校の現状、将来的な見通しについて随時検討を行いながら本方針を基に具体的な実施計画を策定していくものとする。

4 新しい学校運営にあたって

新しい学校運営の方法として答申の中で述べられているコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)については、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組みとして今後期待される。丹波市においては、保護者や地域の声を学校運営に反映させる方法として学校評価等の充実に努めており、直ちに導入することは難しいが、学校、家庭、地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組む視点から、今後検討が望まれる。

また、小規模校ネットワークについては、小規模化した学校において教育効果が期待される。丹波市においては、移動手段や移動にかかる時間、各校の教育課程の調整、学習評価等、解決すべき課題は多いと考えるが、検討の余地はある。

学校選択制については、平成18年の文部科学省調査で、小学校で240自治体(14.2%)、

中学校で 185 自治体(13.9%)が導入している。学校選択制を導入した場合、入学してくる学校の児童生徒数が把握しにくく、丹波市では、さらなる地域間格差や学校間格差が生じることが考えられるため全市的な導入は難しい。ただし、その地理的条件から特例とすべき場合は考慮する。

小中一貫教育、小中“連携型”一貫教育については、小学校から中学校へ入学する際のギャップを軽減し、小学生が意欲をもって中学校へ進学できるなど、小中一貫による指導の効果は高いと考える。丹波市においては、新しいコミュニティづくりの視点から、小中一貫教育、小中“連携型”一貫教育の導入を見据えた適正配置を検討することが望ましい。

5 今後の課題

平成 21 年度に実施した「丹波市立学校の適正規模等に関する意識調査」からも、学校の適正規模・適正配置に関する意識は、各旧町地域や年齢、立場によって違っている。これらの違いを乗り越えて、これからの丹波市を担う子どもたちにとってよりよい教育環境をつくっていくことが大切である。

本方針は、平成 34 年度までの学校規模の見込みに基づいている。しかし、より長期的に見通した場合、学校の統合等により、児童生徒数が増加し、適正規模となった学校でも、適正規模に満たない学校に再度転じるようなケースが生じることも考えられる。さらに学級編制基準や教育制度の変革、社会情勢の変化によって学校教育を取り巻く環境が大きく変化することも考えられる。現在、文部科学省では、30 年ぶりに 40 人学級を見直し、35 人、30 人学級の実現など新たな教職員定数改善計画の策定をめざしている。

今後、適正規模・適正配置を推進するにあたっては、本方針を基に各学校の現状や国の動向を見極めながら、将来的な見通しについて随時検討を行うとともに、10 年後の平成 32 年度には、再度検討委員会を設置し、適正規模・適正配置の見直しを行うこととする。

また、前述の通り、各地域によって学校の適正規模・適正配置に関する意識が違っている。これは、小規模化の問題が深刻で、その対応が急がれる地域とそれほど深刻でない地域との違いでもあるといえる。学校の適正規模・適正配置の推進にあたっては、各地域が持つ個別の課題に応じて、保護者や地域の理解を得ながら計画的に推進することが大切である。